

この度鹿児島県暴徒ご征討の儀は 実に容易ならざる事件にて開戦以来既に四旬を過ぎ 攻撃日夜を分かたず 官兵の死傷すこぶる夥多なる趣、戦地の形勢逐次伝聞いたし候処悲惨の状、誠に傍観するに忍びざる次第に候。そもそも死者は深く憐れむべしと雖も生に復するの法なし 唯暫く増し 自然御行届相成兼場合も之有るべしと料察致し候。

聖上至仁大いに宸襟を悩ましたまい、しばしば慰問の使を差せられ 皇后宮また厚く賜うところありたる由、臣子たる者感泣のほかなく候。就いては私共この際に臨み 数世国恩に候万分の一を報じ候為め不才を顧みず一社を結びて博愛（社）と名付け、広く天下に告げて有志者の協賛を乞い、社員を戦地に差し海陸軍軍医長官の指揮を奉して官兵の傷者を救済いたしたく 志願に之有候。且つ又、暴徒の死傷は官兵に倍するのみならず救護の方法も相整はざるは言を俟たず。往々傷者を山野に委し雨露に曝して収る能はざる哉の由、此の輩の如き大義を誤り王師に敵すと雖も皇国の人民たり。皇家の赤子たり。負傷座して死を待つものも捨て顧みざるは人情の忍びざるところに付、これまた収容救治致したくご許可これあり候はば、朝廷寛仁の御主意内外に赫著するのみならず彼徒を感化するの一端とも相成りべく候。欧米文明の国は戦争ある毎に自国人は勿論、他邦よりもあるいは金を醸しあるいは物を贈り若しくは人を差し彼此の別なく救済を為すこと甚だ勤るの慣習にてその例は枚挙に暇あらず候。本件の儀は一日の遅速も幾多の人命に干し即決急施を要し候に付、何卒丹誠の微意ご明察至急ご指令下されたく、仍って別紙社則一通を相添え此の段願ひ奉り候也。

明治十年四月六日

議官 佐野常民

議官 大給 恒

岩倉 右大臣殿